

ロックとルソー 身体形成のとらえ方について

山 田 岳 志

John Locke und Jean Jacque Rousseau

Über die Auffassungsweisen von der Körperbildung

Takeshi YAMADA

ロックとルソーを比較することは容易ではない。最初に両者の比較の可能性についても疑問が残るところであろう。それは表面的部分的比較ならともかく、両者の思想構造の内面的に立ち入った本格的比較が果して可能であろうか、という疑問である。こうした疑問が生じるのは両者の場合、その教育論だけをみてもその全体的原理的にはきわめて似通った精神によって貫かれているのであるが、しかし一方においてはルソーのロック評価の仕方はきわめて微妙な点も含んでいるのである。本論においては啓蒙期の入口に立つロックと、その超克者ルソーの人間析出への試みとして教育に対する両者の考え方に焦点をあてつつ、身体形成の意図するところを試みた。

序（ロックとルソーの自然状態）

ロックとルソーにおける「自然状態」(die Naturbeschaffenheit) について述べることは、いまさら屋上に屋を重ねるという感がないでもない。しかしながら、両者の比較をする過程 (der Prozeß) において、両者の「自然状態」(die Naturbeschaffenheit) を問うことは、その前提として人間とは何かという問に対する答えが含まれているように思われるからであり、両者が「自然状態」(die Naturbeschaffenheit) というものをいかにとらえるかということは、また人間の本性 (die Menschlichenatur) とは何かということと同義的なものであると解釈されないだろうか。さて、上述の解釈が許されるとするならば、ロックとルソーが「自然状態」(die Naturbeschaffenheit) 及び「自然状態の人間」(der Mensch von der Naturbeschaffenheit) について論じている内容をみていく。

『ロックの自然状態』、ロックが《市民政府論》の中でいう「自然状態」(die Naturbeschaffenheit) とは、「それは完全に自由な状態であって、そこでは自然法の範囲内で、自らの適当と信じるるところに従って、自分の行動を律し、その財産と一身とを処置することができ、他人の許可も、他人の意志に依存することもいらないのである。」⁽¹⁾ また次には、「それはまた、平等の状態でもある。」⁽²⁾ とも言っている。つまりロックによれば、「自然状態」(die Naturbeschaffenheit) とは人

間完全に自由で平等な状態 (der zustand von der freiheit und der gleichheit) を言うのである。しかしここにおいてロックの言う自由とは、「完全な自由ではあっても、それは放縦の状態 (A state of licence) ではない。——自然状態には、これを支配する一つの自然法があり、何人もそれに従わねばならぬ。この法たる理性は、それを聞こうとしさえするならば、すべての人類に、一切は平等かつ独立なものである。」⁽³⁾ (傍点筆者) と言うように自由と放縦とは区別されるものであり、自由とは野放しの状態 (der zustand von überlassen) ではなくて、自然法 (理性) に従うものであるとしている。しかしロックは「自然状態においては自然法の執行は各人の手に託されている」⁽⁴⁾ から「自然状態」(die Naturbeschaffenheit) であって、これは「社会における人間の自由は、同意によって国家内に定立された立法権以外の立法権の下に立たないことにある。」⁽⁵⁾ という社会状態 (der gesellschaftszustand) の自由とは区別されるものである。このようにみれば、ロックの「自然状態」(die Naturbeschaffenheit) とは、決して人間を勝手気ままにさせておく (seiner wege gehen lassen) ような状態を言っているのではなく、むしろそこには自然法という理性をもった、いわば社会的な存在としての人間像が前提とされているのである。

『ルソーの自然状態』、ルソーが「自然状態」というものをどう考えていたのかを知る手がかりとして、彼の

作品のいたるところに散在しているいくつかの箇所を引用してみよう。「人間は生まれながらにして自由であるが、しかしいたるところで鉄鎖につながれている。」⁽⁶⁾、「創造主の手からでるとき、事実は何んでもよくできているのではあるが、人間の手にわたるとなんでもだめになってしまう。」⁽⁷⁾、「人間は悪である。悲しい連続的な経験によってその証拠は不用である。しかしながら、人間は本来善良であり、わたしはそれを証明したいと信じている。」⁽⁸⁾、このようなルソーの立場を図式的にはあるが要約するところである。人間は本来、自由で善良なものであったが、現実にはそれが奴隷となり、邪悪になっていると言うのである。つまり、ルソーによれば社会状態においてはすべてが悪 (das Böse) であるところから出発するのである。ではすべてが善 (das Gute) であった「自然状態」 (die Naturbeschaffenheit) とはどのようなものであったろうか。「人間の現在の性質の中に、最初からあったものと人為によるものとを区別し、さらに、もはや存在せず、おそらくは少しも存在したことのない、多分将来も決して存在しないような状態、しかしながらそれについて正しい観念をもつことが、われわれの現在の状態をよりよく判断するために必要な状態」⁽⁹⁾、このようにルソーが示す「自然状態」 (die Naturbeschaffenheit) とは、当然歴史的なものとしてではなく、仮説的、条件的推理なものと考えなければならないのであり、いわば既存の社会的秩序 (die gesellschaftlichordnung) を捨象することによって成り立つ仮説的、条件的な状態 (der zustand hypothetisch und bedingt) であった。このように、ロックの「自然状態」 (die Naturbeschaffenheit) における人間像が理性によって拘束されなければならなかった状態、つまり社会人を前提としうるようなものであったのに対して、ルソーのいう人間像は仮説的、条件的ないわば「自然人、(Naturmensch) であった。

I ロックとルソーの市民社会

ロックの「自然状態」 (die Naturbeschaffenheit) が、それが自由な状態ではあるけれども、理性によって拘束されると言う、条件付きでの「自然状態」 (die Naturbeschaffenheit) であり、一方ルソーのそれは既存の社会的秩序 (die gesellschaftlichordnung) を捨象した仮説的、条件付きでの「自然状態」 (die Naturbeschaffenheit) であった、それでは、この両者が描き出す「自然状態」 (die Naturbeschaffenheit) で生活する市民社会とはどのようなものであったろうか、

『ロックの市民社会』、ロックにおいては、「神は人を次のような被造物に創り給うた。すなわち、神自ら判断して、人は一人にてあるは善からずとされ、そこで神

は必要とか、便利とか、性向とかいう点からして人が社会を作らざるを得ないようにされた。」⁽⁹⁾と言うように人間が生活していく上には社会というものが必ず必要なものであり、またその社会というものは、既述したように生まれながらにして平等で完全な自然上の一切の権利、特権を無制限に享有する権利を保障するようなものでなければならなかったのである。しかしこのようなことは自由、平等でありしかも各個人が自分自身の一身および財産に対する絶対的な主人で、他の権力の支配統制に服することもないかわりに、かえって自由の享受は自分自身の一身および財産は不確実なものであり、たえず他の者の侵害にさらされている状態とも言えるのである。このようなことは、たとえ自由であっても、この不安定、不確実な状態からのがれるためにも、自由を完全に保障してくれる秩序 (die Ordnung) が望まれてくるのである。このようにロックにおいては、「自然状態」 (die Naturbeschaffenheit) のもとでは自由であるけれども、その自由を保障するような公的機関がなく、このような状態は「自然状態のあらゆる特権にもかかわらず、そのままの状態に在る限り悪い状態」⁽¹⁰⁾なのであり、とにかく「人が自分の自然の自由を棄て市民社会の羈絆のもとにおかれるようになる唯一の道は、他の人と結んで協同体を作ることによって同意することによってである。その目的は、彼らの所有権の享有を確保し、かつ協同体に属さない者による侵害に対してより強い安全保障を確立し、彼らに安全、安楽かつ平和な生活を相互の間で得させることにある。」⁽¹¹⁾、このようにロックによれば、人が協同体をつくることによって市民社会 (die bürgerlichegesellschaft) のもとにおかれるようになっても、それは「自然状態」 (die Naturbeschaffenheit) のもとでの不都合を回避矯正する理由からであり、人々が社会をとり結ぶ自的は、その人々の所有権を平穩安全に享有することにあり、「自然状態」 (die Naturbeschaffenheit) において、彼らもっていた自由、平等及び執行権は、社会にゆだねられるが元来それは自由と所有権をよりよく維持していくための意図的なものにつくられたものであるから、人間が「理性的な生物であるかぎり、自分の状態を一層悪くしようとするつもりで、社会状態をつくるとは想像されないから」⁽¹²⁾、その社会でつくられた法というものは各人に不都合なようにつくられるとは想像されないのである。ロックは「自然状態」 (die Naturbeschaffenheit) に生きる人間をその理性の範囲内において自由で平等なものとして考えた。又このことは自由、平等とは言いながらも、それは「地上のすべての優越的権力からの解放」⁽¹³⁾であり、立法権下での自由、平等でなく、ただ自然法のみからの拘束

ということであった。また、このような「自然状態」(die Naturbeschaffenheit)の下では、「自然の理性が教えるように」、人間は誕生するや生存権をもっており、その存在のために自然が与えるものを受け権利をも所有することができるとした。又「彼は自分の労働によって、それを、いわば共有のものより自分自身に囲い込む」⁽¹⁴⁾ことによって、共有の状態から労働を介して得られたものは、その所有権を有したのである。しかしながら既述したように、労働によって得た人々の所有権を保障するような公的法はなく、ロックが言うように、「すべてのものに価値を与えるのは実に労働によって得た結果の所有権」⁽¹⁵⁾を維持する社会状態をつくりださなければならなかったのである。しかもその社会状態とは、「自然状態」(die Naturbeschaffenheit)のもとでの自由、平等はすべて、そこにおいては自由、平等は保障されなければならないのである。つまりロックの市民社会(die bürgerliche gesellschaft)を要約するところである。「自然状態」(die Naturbeschaffenheit)のもと共有物を労働を介して得た所有の秩序を守るためにも、人はもはやその「自然状態」(die Naturbeschaffenheit)から脱して「社会状態」(die gesellschaftszustand)を構成しなければならない。しかしそれには「全社会の合成力で彼らの所有を保障擁護し、また各人が自分のものを知ることができるようにこれを拘束する恒常的な法をもつ」⁽¹⁷⁾ようにしなければならない。しかもこの目的のためには人はその社会に「自然状態」(die Naturbeschaffenheit)の権力を持ちこんではいけないのであり、法は適当と信じるもの手にわたってはじめて立法権を生むのであり、その法のもとに支配されなければならない。それによって人は自分の義務を知り、かつ法の範囲内においては安全であり、しかもこの所有の維持こそ社会の目的であるから、支配者の権限も法の範囲内にとどめられるのである。ロックの社会状態とは、このように「自然状態」(die Naturbeschaffenheit)のなかでの、自然法の範囲ではもはや労働の生産物である所有権の秩序維持も困難となった。そのような状態を乗り越えるためにも所有権を保障するような法のもとでの市民社会(die bürgerliche gesellschaft)が出現してこなければならなかったのである。そのためには社会における法の理解者たる市民の教育にまでも、当然派生する問題となってくるのである。

『ルソーの市民社会』、『エミール』において、その冒頭で述べるルソーの提言はあたかも社会を否定するかのようと思われる。『自然人』(Naturmensch)にしてみると18世紀社会はまさにそのような状態であつたらうと思われる。しかし、ルソーにしても『エミール』に

おいて教育された『自然人』(Naturmensch)の生活する社会が必要になってくるのである。ではその『自然人』(Naturmensch)が生活していく市民社会(die bürgerliche gesellschaft)とはどのようなものでなければならなかったのか。ルソーにしてみれば、「人間は生来自由であるけれども、現実のあらゆる不合理によってその自由は保障されず、どうしてこういう変化がおこったのか、私にはわからない。しかし、この変化を何が正当化するのか、といえはこの問題ならとくことができると思う。」⁽¹⁸⁾(傍点筆者)、このように社会の不合理によって人間の自由が保障されなくなっている『自然人』(Naturmensch)が社会で生活していくための、真の自由を保障する社会秩序(die gesellschaftsordnung)を求めていくのである。「国家的秩序は神聖な権利で他のあらゆる権利の基礎をなす」というように、ルソーにしてみれば人間の真の自由を保障するような社会は、このような社会でのみ実現されるとするのである。ルソーは『自然人』(Naturmensch)が生活する市民社会(die bürgerliche gesellschaft)を、『社会契約論』にみられるような社会秩序(die gesellschaftsordnung)を正当、実現することによってのみ、その中に真の自由を見出すとするのである。ではいかにすればその社会秩序(die gesellschaftsordnung)は正当なものとなるのか。ルソーによると社会の成立に関して既成事実から認めていく、アリストテレス、ポップス、グロティウスの「やはり人間は生来平等ではなく、ある者は奴隷、ある者は支配者になるために生まれてきた。」⁽²⁰⁾と言う三者を批判して、これらの人々が言うように、社会には最初から平等がなかったような考え方を否定するのである。「アリストテレスは正しかった。しかし彼は結果を原因と考えた。」⁽²¹⁾すなわち、アリストテレスは奴隷の存在する社会を認めたが、しかし、それはそれより以前に『自然』に反した奴隷がいたからであり、暴力が最初の奴隷をつくり、奴隷はその習性から生まれたものであって、暴力が社会の正当性を裏付けるような、そのような社会を合法的(Gesetzmäßig)であるとは認めなかったのである。このような批判に立つルソーは、「あらゆる社会のうち最もよく、唯一の自然なものは家族という社会である。」⁽²²⁾と言うように最初から平等が存在するような社会を家族という制度に求めたのである。そしてルソーはその家族をいうなれば政治社会の最初の典型とみたのである。しかしその家族も最初においては『自然』によって結びついているが、しかしそれは子供達が自己の保存のため父親を必要とする間だけであり、この必要がなくなってくると『自然』の結びつきは解消されてくるのである。このことは子供達が父親に対して

服従の義務がなくなり、父親も子供達に対して養育の義務を必要としなくなってくるのである。しかもなおその家族が結びついているとすれば、それは『自然』なものでなく、任意的なものであり、家族でさえ合意によらなければ維持されなくなってくるのである。このようにルソーは家族が合意によって維持されるのと同様に社会の成立も同型体にとらえるのである。「首長は父親、人民は子供達をかたどっている。すべての者が平等で自由に生まれたのであるから、自由を譲り渡すことがあるとすれば、それは自分たちの利益のためでしかない。そこで家族と国家との差異は次の点に尽きるのである。すなわち家族において父親の子供達への愛情は、父親の与える養育の労を償うが、国家において首長は人民にこのような愛情をいだかないので、支配のよこびが愛情にとって代る。」⁽²³⁾と云うのである。ルソーは家族と国家の類似性を認め、そこにおいては首長も国民も平等で自由なものとして生まれたとしている。しかしそこにおいて、もし自由を譲り渡すことができるとするならば、それは自分達の利益のためであり、自らのために有利な場合であるとしている。ルソーによれば、なんらかの意味での合意 (die übereinstimmung) にもとづく自由の譲渡による社会の成立に理想国家を求めたのである。しかしルソーは「譲渡」という言葉の意味するものも考えているのである。「譲渡」とは、「与えることかあるいは売ること」⁽²⁴⁾かである。しかし他人の奴隷となる人間は身を売ることによって生活することができるが、人民の場合それはどういう意味をもつのであろうか。人民が身を売って得ることは「自分の生活資料を自身から引き出す」ばかりであり、一般人民はそれによって何も得ることができないばかりか、「ラブラーによれば、国王はわずかの資料では生活できないから、人民の財産もとりあげるといふ条件」⁽²⁵⁾で臣民は自分の身を売ることになってしまうのである。ルソーによれば、一人の人間が何の代償もなく身を売るといふことは不可解なことであり、このような行為はその人自身が良識に欠けているからであり、この上に成り立つ社会は不当なものであると考えるのである。又、ルソーは社会の成立について戦争状態から成り立つ関係を、「戦争状態は単なる対人関係から生まれず、ただ対物関係からのみ生じた。」⁽²⁷⁾のであるから、恒久的所有権が存在しなかった「自然状態」 (die Naturbeschaffenheit) は勿論のこと、すべてが法の権威下にあるとする社会状態 (der gesellschaftszustand) においても不当なものであるとした。さて、ルソーの社会成立の基礎が、自分の自由を他人に有用なものとしての「譲渡」にあることをみてきた。このことは一見矛盾するように思われるが、全ての人民がこのような立場

にあるのであれば、そこには平等な条件が保障されるところなのである。では、ルソーにおいては何故このようなことがなされなければならなかったのか。「自然状態における自己保存を防げている多くの障害が、その抵抗によって、各人が自然状態における生存の維持のためにふるう力を圧倒する時点で、人間が到達したと想定してみよう。そうなればこの原始状態はもはや存続できず、人類は生存様式を変えなければ滅亡することになる。ところで人間は新しい力をつくり出すことはできずに、単に現存の力を統一し、支配しうだけであるから、自己保存のためには、力を集合して力の総和をつくって、障害の抵抗を克服できるようにし、ただ一つの原動力でこれらの力を動かし、そろって作用させるよりはかに方法はない。」⁽²⁸⁾このようにルソーは「自然状態」 (die Naturbeschaffenheit) においては「生存の維持すら困難になってきたことから、人間は社会状態 (der gesellschaftszustand) をつくりださなければならなくなってきたと考えるのである。ルソーはここに社会成立の原因を求めているのである。しかしルソーにおいて、力の総和をはかるとか、ただ一つの原動力でもって、社会状態 (der gesellschaftszustand) への志向を期待する場合でも各人の力と自由を拘束するような問題にもふれて、「共同の力をあげて、各構成員の身体と財産を防禦し、保護する結合形態をつくり出していく場合においても、この結合形態によって各構成員は全体に結合することこそすれ、しかし自分自身にしか服従することなく、結合前と同様に自由である。」⁽²⁹⁾と云っているように、このことは究極的には「各構成員は、自己をそのあらゆる権利とともに共同体全体に譲り渡す」⁽³⁰⁾ことによって、自由は保障されるというのである。ルソーのいう社会状態 (der gesellschaftszustand) はこうである。「われわれのだれもが自分の身体とあらゆる力を共同して、一般意志の最高の指揮のもとにおく。そうしてわれわれは政治体をなすかぎり、各構成員を全体の不可分の部分として受け入れる。」⁽³¹⁾このような社会状態 (der gesellschaftszustand) においては、人々は自己の「自然状態」 (die Naturbeschaffenheit) で所有していた一切のものを譲渡しなければならない。そうすることによって万人は平等な条件をもつことになるのである。又このことは力と自由との全面的な譲渡も含まれると考えるのである。このようなことはとりもなおさず、ルソーが考える社会状態 (der gesellschaftszustand) を成立させる条件なのである。さて、ルソーが考える社会状態 (der gesellschaftszustand) においても、それが精神的、集团的団体であるかぎり、それは「共同の《自我》、その生命とその意志」⁽³²⁾との結合に

よって形成された公的人格である。しかもこの公的人格は、政治体が受動的に法に従う場合は国家と呼ばれ、能動的に法をつくっていく場合は主権者と呼ばれ、他の同じ公的人格と比較する場合は国として呼ばれるものである。又その構成員につてみれば、集団的には人民であり、主権に参加する場合には市民であり、国法に従う場合には臣民と呼ばれるものである。ルソーはこの区別が正確に使分けられることを望んだのである。しかしルソーによれば、その社会状態(der gesellschaftszustand)は、「自然状態」(die Naturbeschaffenheit)における万人の維持が目的で成り立つものであったから、<臣民>に対する国家の権力はいかなる保障も成立し得ないのである。しかしルソーは、「臣民の主権者に対する関係は、これとは違うのである。主権者が臣民の忠誠を確保する手段を見いださないとすれば、両者のあいだに共通の利害関係があったとしても、臣民の主権者に対する約束は保証されない。」⁽³³⁾として、その理由を人間としての各個人は、市民として当然いづく一般意志に反したり、又一般意志とは異なる特殊意志をいづくこともあるからというのである。このことは各個人が絶対的で、生来独立的な存在であることから、個人が共同体的な利益に対する義務は無償の寄付であって、このように考えていけば各個人は義務を果すことをせず、権利だけを享有するようになるのであり、このような状態では社会状態(der gesellschaftszustand)の意味すら失なわれるのである。そのためには一般意志に服従を拒むものはだれでも政治体全体の力によって服従を強制されなければならないのである。しかしここにおいてルソーはこの強制を各個人が自由になるための強制であるとして、「この強制による服従は、各市民を祖国に与えることによって、市民をあらゆる人格的従属から守る条件であり、政治機構の仕組みとはたらきをつくり出す条件であり、市民間の約束を合法化する唯一の条件をつくり出す要素を含んでいるのであり、」⁽³⁴⁾(傍点筆者)、このようなことが真の自由な市民をつくり、又社会的な自由が保障されるとするのである。ルソーによれば、「自然状態」(die Naturbeschaffenheit)から「社会状態」(der gesellschaftszustand)への移行を一般意志への服従の過程としてとらえるのである。つまりルソーは「自然状態」(die Naturbeschaffenheit)における本能(der Instinkt)は道徳的訓練を用いて初めて一般意志に成り得るのであり、この一般意志こそルソーにとっては「社会状態」(der gesellschaftszustand)をつくり出す時の理性の声なのである。「義務の呼び声は肉体的衝動に、権利は欲望に」⁽³⁵⁾というルソーのことばは、今まで自分のことしか考慮し得なかった人間も、道徳的訓練を通して理性に傾注していくようになるのである。ルソーに

よると、このような「社会状態」(der gesellschaftszustand)への移行が人間にもたらすものと言えば、それが「自然状態」(die Naturbeschaffenheit)で所有していた生来の自由と本能的な所有権とは別の社会的自由、つまり市民的自由(die bürgerlichefreiheit)であり、人間が所有しているものについてのすべての所有権である。さて、ルソーにおいては、人間がその身体と、その一切の力を譲渡することによって奴隷となることなしに自由になるためには、社会的共同体(die Sozialgemeinschaft)が必要であり、しかもその中で各人が法とする、そのもの下においては全てが同様にあつかわれることが必要であった。そのためには、その法の性質というものは当然共同体をなす構成員に一般的であると認められるようなものでなければならなかった。その意味でも一般意志というものは、公共の福祉という共同体の目的に従って、その共同体を指導しうることが前提条件となってくるのである。この意味でルソーのいう「社会状態」(der gesellschaftszustand)における政治体は、全構成員である臣民に対して絶対的権力をもつものであり、この権力こそ臣民の合意(die Übereinstimmung)による一般意志に導かれるものであるから、ここで一般意志というものは、ルソーがいうように特殊意志をも含めた全体意志とは区別されるものでなければならないのである。ルソーにおいては、「自然状態」(die Naturbeschaffenheit)から「社会状態」(der gesellschaftszustand)への移行が基本的には、自然のな平等を破壊するものではなく、自然が「社会状態」(der gesellschaftszustand)への移行によって生じさせる肉体的、精神的不平等を、道徳的合法的平等に置きかえることによって、「社会状態」(der gesellschaftszustand)を志向することが可能であり、又その道徳的合法的平等、いうなれば、「社会状態」(der gesellschaftszustand)へ導く一般意志による市民法によってこそ体力や才能における不平等も、その市民法のもとでの契約や権利(Vertrag und Recht)によって平等が保障されてくるのである。そのためにも、「自然状態」(die Naturbeschaffenheit)から「社会状態」(der gesellschaftszustand)への志向を保障するような道徳法の教育、これこそ一般意志を保障する鍵ともなってくるのである。なぜなら既述したように「社会状態」(der gesellschaftszustand)をつくるのは道徳法であり、それによって可能になった市民社会(die bürgerliche gesellschaft)は一般意志によって指導されるからである。ルソーによると、特殊意志の一般意志への合致を<徳>(die tugend)と呼ぶものであるから、ルソーのいうよりよい「社会状態」(der gesellschaftszustand)を志向するためにも、この一般意志を保障

するための徳の教育が保障されなければならなくなってくるのである。

II ロックとルソーの教育観

『ロックの教育観』、ロックの社会的基礎が基本的自然権の中に所有する、その所有権を保障するという、いわばロックの市民社会 (die bürgerliche gesellschaft) の目的がその労働の生産物である所有権を保障するような市民法にあったことをみた。その意味ではロックのいう市民社会 (die bürgerliche gesellschaft) とは、このような市民法が確立された社会であったと解釈されないだろうか。またロックによると、このような市民法のもとで、「この法を知ることができる」と予想され、かくして自分の行動をその範囲内に保ち得るであろうような、そういう完全に成長した状態⁽⁶⁾にある市民のみが、かくして市民法のもとで自由をもった市民となるのである。しからばロックがここで述べる完全に成長した状態とはどのような状態であったろうか。アダムが1個の完全な人間として創造されたように、本来的には一般の人間も彼が将来、体力と理性とを完全に備えることができる身体と精神とをもっているものであるが、しかし、自然の通常の筋書通りに発達しないで、何らかの精神的、肉体的欠陥を生じて、将来の体力や理性をも保障できないような場合も起りうるのである。そのような人間は、「法を知り、その規律に従って生活するだろうと想定される程度の体力や理性を獲得できないとすれば⁽³⁷⁾」、市民法のもとでは自由人とはなり得ないのであり、このようにロックのいう市民として自由人となるべき完全に成長した状態とは、自然的な発育発達 (die Körperliche und geistige entwicklung) を成し、市民社会 (die bürgerliche gesellschaft) の中において、その法のもとでの規律に従って生活を送れる者だけであり、精神病患者や白痴は市民とはなり得なかったのである。このような見地から、ロックの教育は身体からはじまって理性にいたるまで、親の権利として確立されるのである。しかし、ロックが教育を親の権利としたのは、ただそれが「自然法」に従って子供を保育する義務からばかりでなく、「子供たちは、この平等の状態に入るために生まれたのであるけれども、平等の中に生まれたのではない。」⁽³⁸⁾、だから親が生活する市民社会 (die bürgerliche gesellschaft) は市民法という一定の理性的生活の上にきずかれています社会であるから、そのような社会に生活できるように子供を教育し、保障してやるのは親としての義務であり、これを奪うようなことがあってはならないというのである。また、ロックの市民社会 (die bürgerliche gesellschaft) が労働を介して得た所有権の維持にあったことを考えれば、人は「自然状態」 (die Naturbes-

chaffenhait) に逆戻りしないように、市民法を理解する能力をもたなければならないのであり、ましてその法の範囲内において親が自由を持っているとすれば、それを子供においても保障してやるのが当然であったろうと思われる。ここにロックの教育の目的が市民法を維持するための、いかなれば法のもとでの自由を保障され、又その所有権の維持を保障された社会的秩序 (die gesellschaftlichordnung) を求める親の要求に合致するような、いわば市民社会 (die bürgerliche gesellschaft) への適応という側面がみられるのである。

『ルソーの教育観』、ルソーの市民社会の目的が、「自然人」 (Natur mensch) として道徳的合法的平等を目指すような道徳性の育成にあったことは既述した通りであろう。このような道徳性の教育を目的とする「自然人」 (Natur mensch) という仮説的、条件的な推理のもとにおかれた人物は、当然18世紀社会の教育とは切り離れた方法で教育されなければならなかった。ルソーにおいては主権が一般意志の行使にほかならないこと、従って人民主権の市民社会 (die bürgerliche gesellschaft) の成否は人民の一般意志にかかっており、公共の利益と平等を志向する人民の総意を社会的に形成しなければならなかったのである。ここにルソーにおいては、一般意志を保障する市民教育の重要性があり、ルソーが教育について意欲をもったのぞんだ理由がある。

「一般意志が完全なものになることを欲するならば、すべての特殊意志をそこに結集すべきであり、また、特殊意志の一般意志へのこの合致は、徳にほかならないから、これを一言でいうならば、徳をして支配せしめよ、ということだ。」⁽³⁹⁾、このルソーのことばからして、あらゆる不合理に派生する特殊意志を一般意志に合致させるためにも、市民の<徳> (die tugend) を形成しなければならぬのであり、有徳な市民の教育が必要視されるのである。しかもこのことはルソーが理想とする市民社会 (die bürgerliche gesellschaft) の実現をみるための前提条件であったのである。しかもルソーにおいては、「もはや公共的な教育は存在しないし、存在しえない。なぜなら、すでに国家が存在しない以上、市民もありえないからである。」⁽⁴⁰⁾ という国家の存在否定を18世紀社会における教育批判から始めて、絶対王制の現実社会での国家と市民の否定、そして社会体制内での束縛からの解放、そしてそのための「自然人」 (Natur mensch) という人間像の追求があり、その「自然人」 (Natur mensch) を保障する市民国家の実現、そのための有徳な市民の教育がとりあげられるのである。ルソーにとっては、教育の問題が、現実の社会体制からの人間の解放と、そして解放された人民を教育しながら、そこに保障できるような市民社会 (die bürgerliche gesellschaft)

の達成という、この両極的課題のなかで教育をとらえていくのである。このようにみると、ルソーの教育論にみられる人間像は公的人間として社会改革を志向するものであったことがうかがえるのである。

Ⅲ ロックとルソーの身体観

『ロックの身体観』、ロックの教育論が市民社会 (die bürgerliche gesellschaft) , いうなれば 18世紀イギリス社会の積極的適応という側面をもっていたことは既述したとおりである。しからば、そこにおいてロックが教育論の中で試みた身体形成 (die Körperbildung) というものは、当時のイギリス社会にどのような意義をもっていただろうか。(これを逆に言うならば当時の身体形成のあり方にどのような解釈をしたのだろうか。), あたかも 18世紀イギリスにおいては、社会的変革を伴わない名誉革命 (die Ehren Revolution) が、つまり政治革命 (die Politiken Revolution) が成功し、近代議会主義政治の基礎を確立したのであるが、しかし、この議会主義政治を支配したのは大地主と大商人であり、そのもとで政府のなしたことは植民地獲得を行ない商業、貿易、工業の発展に気を配ることであった。このことは大資本家の利害がその国の政策を決定するものとなり、名誉革命期にはブルジョアの政治体制が作り出されたのである。ロックはこのような社会を擁護したのである。ロックの身体形成 (die Körperbildung) の目的もこのような社会的要素を含みながら、教育論のなかで展開されるのである。「われわれの仕事にとって、また幸福であるために健康というものがいかに必要であるかということ、この世の中で何か一仕事してみたいと思う者にとって、諸々の困難や疲労に耐えうる頑丈な身体がどんなに大切であるかということは、あまりにも明らかかなことであるから例証をあげるまでもないであろう。」⁽⁴²⁾」、ロックが教育論の冒頭で述べるこの部分で、〈我々〉というものは、名誉革命 (die Ehren Revolution) を推行してきた市民のことであり、特にイギリス社会を動かす上層階級の人々や、又階級の上層の意をもっている人々であることは言うまでもなからう。このような人々にとって子供の将来に対する親の義務として、子供の身体形成 (die Körperbildung) には三つの目的があった。まずは市民法が定めるところの身体的にも完全な市民的自由を獲得することであり、第二には市民的自由が保障されるような身体に健康 (die gesundheit) が完成したといっても、それが精神に活力となり、常に理性のもとで統御されなければならないのである。つまりロックは身体の自然的欲求も理性的欲求に従うだけのものではないとするのである。「自分自身の傾向性に抗して自分自身の願望を否定しうること、つまり自

分の身体的要求が他方を示した時、それが理性的欲求と別志向を意味した時、理性が最善のものとして指示するところに純粋に従いだけの身体的能力」でなければならぬのである。ロックによれば、市民社会 (die bürgerliche gesellschaft) のなかで自由人となるためには、市民法が理解できるような身体的完成ばかりでなく、さらにその市民法の範囲で理性にもとづく活動ができるためにも、それを保障する自由のきく身体が必要であった。当時のイギリス社会にあっては強固な身体を意のままに統御できるような人間が有徳な市民としての条件でもあったのである。このようにロックは身体形成 (die Körperbildung) を行なう上にも、当時のイギリス社会の側面をとらえて医学の見地から身体機能の自然的発達をふまえながら訓練していくのである。さて、ロックの身体形成 (die Körperbildung) の意図が、その自然的発達をふまえつつ、市民法の下での自由人となることと、理性のよりよい追従者であることをみてきたが、ロックによればこの身体形成 (die Körperbildung) がおこなわれる過程 (der Prozeß) には、また当時の社会的文化がそれに伴っていないならなかったのである。つまり、ロックによると身体形成 (die Körperbildung) をしてその強固な身体を介して、労働をもって社会的有用性をかちとり、当時の市民社会 (die bürgerliche gesellschaft) の中で評価をうるためには、その社会的文化とも合致したものでなければならなかったのである。「すべての人間は生まれながらにして平等であるといったけれども、それはあらゆる種類の平等を指したものと解されてはならない。年令や徳の故にひとが優越性を与えられているのは当然である。」⁽⁴⁴⁾」、というように、市民社会 (die bürgerliche gesellschaft) というものは、だれもが平等に労働することによって、平等にその所有権を有していく、しかもそれは理性的に評価される社会であれば当然であるが、しかしその上に社会的に評価を得ようとするならば、社会的文化も備えていなければならないのである。身体形成 (die Körperbildung) においても、当時のイギリスの社会文化に合致した訓練で、それが実施されなければならなかったのである。ロックの身体形成 (die Körperbildung) における第三の目的がこのような理由によって、文化的側面からなされるのである、このようなロックの考え方は、「ダンスというものは、生涯を通じて人の動作に或る優雅な味を付与し、特に行なう事に堂々とした態度と、また幼い者には適当な自信をつけるものであるから……………ダンスの中で跳躍とか或いはダンスの個々の姿勢などについては、それが充分上品な身のこなしをつくるか否かの点だけ」⁽⁴⁵⁾が問題となるのであり、又乗馬は、

生活が安定している者が習うには健康 (die Gesundheit) のためには最もよい運動であり、紳士にとっては品行の上からも適当なスポーツ (der Sport) であるとしているが、剣術については、生命の危険とか、むしろ野蠻的行為の方が多く、紳士の行なう運動としては好ましくないとするのである。ロックの身体形成 (die Körperbildung) は、このように社会的価値観によって行なわれるのである。

『ルソーの身体観』、ルソーが人間の解放と、そこに生活する人間を保障する市民社会 (die bürgerliche Gesellschaft) を形成するためにとる教育のなかでの身体的問題は、どのような角度からとらえられたのだろうか。《エミール》において、ルソーは「自然人」

(Naturmensch) の教育方法として、初めの段階では消極的教育を目指しているが、これがとりわけルソーによる身体形成 (die Körperbildung) の教育論として展開されているのである。ルソーによれば、人間の最初の理性は感覚的理性であり、この感覚的理性が充分に発揮されてこそ、知的理性の発達も可能であるとするのである。「肉体は弱ければ弱いほど命令する、逆に強ければ強いほど服従するものだ。あらゆる肉体的な情念は柔軟な肉体に宿る、そして柔軟な肉体がそれらの情念を満たすことができなければできないほど、肉体はその欲情にいら立ち苦しむのだ。」⁽⁴⁶⁾このようにルソーは虚弱な身体と情欲との必然的関係を強調して、身体は精神に服従するだけの活力を有するものでなければならないとし、《エミール》において、ルソーは人間の自然的発達をふまえながら身体形成 (die Körperbildung) をとらえていくのである。しかしルソーは身体形成 (die Körperbildung) によって得た強固な身体が、理性的発達を保障することを認めながらも、ルソーには身体形成の過程

(der Prozeß von der Körperbildung) においてそこで試みられる様体にも教育的価値を見出したのである。ルソーによれば、《エミール》において公教育と国家の否定は、18世紀社会が法上の平等はもとより、社会的平等をも喪失状態にあったことを指して言うのであり、もはや教育がこの社会への適応ということであっては人間の解放はもとより市民社会 (die bürgerliche Gesellschaft) の自由、平等を保障するものではなかったのである。ルソーが「自然人」(Naturmensch) を教育する時に、その当時の習慣とは別のことをするようにすすめたり、時をむだにするような教育をすすめるのは、18世紀社会の社会秩序 (die Gesellschaftsordnung) を、従来の方法とは異なる教育方法で改革しようとしたからである。このようなルソーは、身体形成 (die Körperbildung) においても、その目的は現実の市民社会 (die bürgerliche Gesellschaft) とは対置さ

れる市民社会 (die bürgerliche Gesellschaft) を志向する目的のもとに行なわれていたということである。ルソーによれば、人間の教育は誕生即教育であり、「自然人」(Naturmensch) の教育は誕生と同時に一般意志を保障するような教育であり、身体形成 (die Körperbildung) においても、それは人間の自然的発達をふまえながらも一般意志を保障するような徳性の教育も期待されるのである。「単に子どもたちの身体を強壮にし、敏捷にし、その姿勢をよくすることだけでなく、かれらに、早くから遵法精神、平等観、同胞愛、競争心を体得させ、またかれらを、同胞の見ていところでの生活を、公の是認を切望することに慣らすこと」⁽⁴⁷⁾、このように、身体形成の過程 (der Prozeß von der Körperbildung) においては、個人の意志を社会共通の意志に合致させること——ルソーにしてみれば、その教育方法は徳性の形成に最も有効であり、教育の中でも最も重要な部分であるとしているのである。ルソーは社会を改革していく上には、人間を市民とするような、市民間の約束を合法化するような唯一の条件をもち合わせていなければならないとした。その市民間の約束というもの⁽⁴⁾が一般意志にほかならないのであり、その一般意志は市民として、人間として生きていくためには、どのようなものでなければならないのか、という判断が必要であり、そのためには「自然人」(Naturmensch) の教育は一般意志を保障するようなものでなければならないのであったのである。ルソーによって試みられた《エミール》の中での身体形成 (die Körperbildung) の意図 (教育) も、それが私権を保つとか、その拡大ではなく、一般意志の形成の教育的手段として試みられたのである。

結 語

ロックの社会的価値観からみた身体形成 (die Körperbildung) のとらえ方、さらにはルソーの社会改革を志向するための教育的価値観からみた、そのとらえ方についてみてきたが、「ロックにとっては、教育に関する限り、世界はすでに富者と貧者という二つの基本的な階級にわかれていた——それは支配 = 服従という資質の育成であり、社会的均衡のための人間形成である。」⁽⁴⁾、と言われるように、イギリスの名誉革命 (die Ehren Revolution) のあとに現われる市民社会 (die bürgerliche Gesellschaft) への適応こそ、ロックの教育論の目的があり、そこでの身体形成 (die Körperbildung) も市民社会の秩序範囲でとらえられているのであり、階級性によって保障された社会、いわば名誉革命 (die Ehren Revolution) のブルジョアの社会像の一視点からとらえられているのである。したがってそこで教育される対象者は市民社会の生活を保障された人々の子弟で

あり、又教育する主体は一定の理性をもつ親であり、育ちのいい家庭教師である。ロックが「できることなら子供達は使用人たちとは、ぜんぜん話しをさせない方がよい。なぜなら礼節ということでも、徳性という点でも、これらの悪い慣例がひろまると、子供にもおそろしい勢いでうつるからである。」⁽⁴⁹⁾というように、その子弟から召使いを完全に排除するのも、当時の啓蒙思想の階級的基礎の上にあり、あわせて名誉革命 (die Ehren Revolution) の性格をも知ることができるのである。しかしロックは人間は本来自然的なものであるとし、その身体形成 (die Körperbildung) においては自然的発達過程をふまえながら行なうのである。ルソーにおいても人間の自然性にもとづいた自然的発達過程をふまえて身体形成 (die Körperbildung) を説くことはロックと同様であるが、ロックと異なるのは、身体形成 (die Körperbildung) が自己の外なる自然に目的意識的に働きかけ、自己の身体を対象化し、意志的活動によって、その変革をはかり、主体化したものに発展させるような、ルソーの身体形成 (die Körperbildung) のねらいは、そのような実践過程をさしているのであり、それは18世紀の社会を批判して成り立つように、身体形成 (die Körperbildung) も、身体の実実に立脚するのではなく、明確な形成の方向性をもって、それを形成の対象である身体に将来を見通すというようなものではなかったろうか。

参考・引用文献

(1) ロック『市民政府論』鶴飼信成訳、岩波書店 P 10
 (2) ibid P 10
 (3) ibid P 12
 (4) ibid P 13
 (5) ibid P 28
 (6) ルソー『社会契約論』井上幸治訳、中央公論社 P 232
 (7) ルソー『エミール』永井喜輔、宮本文好、押村襄共訳、玉川大学出版 P 13
 (8) ルソー『人間不平等起源論』小林善彦、中央公論社 P 195
 (9) ロック『市民政府論』 P 81
 (10) ibid P 129
 (11) ibid P 100
 (12) ibid P 131
 (13) ibid P 28
 (14) ibid P 13
 (15) ibid P 37
 (16) ibid P 46
 (17) ibid P 139

(18) ルソー『社会契約論』 P 232
 (19) ibid P 232
 (20) ibid P 234
 (21) ibid P 234
 (22) ibid P 232
 (23) ibid P 233
 (24) ibid P 236
 (25) ibid P 236
 (26) ibid P 236
 (27) ibid P 238
 (28) ibid P 241
 (29) ibid P 242
 (30) ibid P 242
 (31) ibid P 242
 (32) ibid P 245
 (33) ibid P 245
 (34) ibid P 245
 (35) ibid P 246
 (36) ロック『市民政府論』 P 61
 (37) ibid P 63
 (38) ibid P 58
 (39) 柳久雄『生活と労働力の教育思想史』御茶の水書房 P 50
 (40) ルソー『エミール』 P 13
 (41) 衣笠茂他『西洋史』東京創元社 P 271
 (42) ロック『教育に関する考察』押村襄訳、玉川大学出版 P 21
 (43) ibid P 52
 (44) ロック『市民政府論』 P 57
 (45) ロック『教育に関する考察』 P 317
 (46) ルソー『エミール』 P 34
 (47) 松島鈞『フランス革命期における公教育制度の成立過程』亜紀書房 P 32
 (48) 矢川徳光『現代教育学 4. 近代の教育思想』岩波書店 P 168
 (49) ロック『教育に関する考察』 P 94
 その他
 1. 『現代教育学内身体と教育』 岩波書店
 2. 中里良二『人と思想 ルソー』 清水書院
 3. 田中浩他『人と思想 ロック』 清水書院
 4. 平井俊彦『ロックにおける人間と社会』ミネルヴァ書房
 5. 浜田義文『社会思想 カントとスミス』社会思想社 P 60
 6. 小林善彦『自由についての二つの考え方 下』思想 1971. 7 岩波書店

7. 成田十次郎他『私たちと近代体育』 福村出版
8. 拙稿『J-J Rousseau の体育思想へのアプローチ II』 愛知工業大学研究報告 167
9. Willi Schröder, "Burschen twner im Kampf um Einheit und Freiheit". Sportverlag, Berlin 1967
10. Cassier, E. "The question of Jean Jacque Rousseau." New York 1954